

公立大学法人青森公立大学の第3期中期目標期間 終了時における業務・組織全般の検討(案)

1 趣旨

設立団体である青森市は、地方独立行政法人法第79条の2第1項に基づき、公立大学法人青森公立大学の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるものである。

○根拠法令（地方独立行政法人法）

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

2 第3期中期目標期間終了時の検討及び措置

青森公立大学(以下、「公立大学」という。)は、「経営経済の専門性をもった教養人の育成」を教育目的に掲げ、これまで教育・研究の一層の推進と活性化を図ることにより、市の発展のために必要とされる有為な人財を輩出している。また、公立大学が持つ知的財産を市民に還元するなど、経営経済をはじめとする各分野において、市が目指す将来都市像「みんなで未来を育てるまちに」の実現にも貢献し、市民の生活及び文化の向上に寄与していることから、業務を継続させる必要性は高い。

さらに、公立大学は、教育研究の水準の向上及び特色ある教育研究の進展に努め、大学としてふさわしい教育研究活動を行い、業務運営の改善及び財務の効率化も含め、自律的かつ弾力的な大学運営にも取り組んでいる。

これらに加えて、公立大学の第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価の結果からも、業務及び組織の全般について、適切かつ妥当な運営が図られているといえる。

以上を踏まえ、引き続き、市が設立する公立大学法人として、市との連携の下、業務を継続させることとする。

なお、第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価においては、各評価項目とも「中期目標を達成している」とされたものの、第4期中期目標期間における取組に際しては、以下の点を要請する。

- ・公立大学が受験生からも企業からも地域からも「選ばれる大学」として存続するため、社会が求めるニーズや社会情勢の変化にも適切に対応していくこと。
- ・ICTを積極的に活用しながら、教育に専念しやすい環境及び学生の学修意欲・教育効果を高め、学生が主体的に取り組むことができるような学修環境を整備すること。
- ・大学院について、将来的なあり方を念頭に置きながら、入学定員確保のための着実な取組を行うこと。
- ・受託研究・受託事業等による外部研究資金の獲得や、自己収入の増加に引き続き努めること。